

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(都道府県センター事業)に係る評価項目及び評価基準

1 選考基準

別紙「総合評価基準書」により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、下記のとおりとする。なお、技術等の評価項目は、創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目とそれ以外の項目とに区分し、価格と同等に評価できる項目に対する得点配分と、入札価格に対する得点配分は、等しいものとする。

【得点配分】

総得点：300点

価格点：100点

技術点：200点

〔	価格と同等に評価できない項目	100点（評価項目1）
	価格と同等に評価できる項目	100点（評価項目2）

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。
- $$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

- (3) 技術等の評価方法については、次のとおりとする。

- ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
- イ 0点となっている必須項目が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。
- ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

エ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

オ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下第一位を四捨五入する。）。ただし、上記イにおいて不合格となった者については、技術点の算出は行わない。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

(5) 配点方法

「事業内容、独自提案の内容及び実施方法」、「事業実施主体の適格性」の加点に係る要件に関しては、提案書の各項目について、それぞれ以下の採点基準により得点を与え、その合計を技術点とする。

評価 ランク	評価基準	項目別得点		
		16点 満点	15点 満点	10点 満点
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	16	15	10
A	通常想定される提案としては優れた内容である。	10	9	6
B	概ね妥当な内容であると認められる。	5	4	3
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0

なお、「ワークライフバランス等の推進に関する指標」については、以下の評価基準により採点する。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

- ・ プラチナえるぼし（※1） 14点
- ・ 3段階目（※2） 12点
- ・ 2段階目（※2） 10点
- ・ 1段階目（※2） 6点
- ・ 行動計画（※3） 2点

- ※1 女性活躍推進法第12条に基づく認定。
 - ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。
 - ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・ プラチナくるみん（※4） 14点
 - ・ くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5） 10点
 - ・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6） 8点
 - ・ トライくるみん（※7） 8点
 - ・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8） 6点
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定。
 - ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定。
 - ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※8の認定を除く）。
 - ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定。
 - ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ ユースエール認定 10点

なお、「賃上げの実施を表明した企業等」については、以下の評価基準により採点する。

- 【大企業の場合】
事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で、給与所得者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 10点
- 【中小企業等の場合】
事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総

額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること
10点

※中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいいます。

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(都道府県センター事業)

総合評価基準書

社

署名: _____

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須	
		S	A	B	C		
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100				※1	
支援の目的・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨・目的に即した企画が提案されているか。 ・仕様書の内容を理解し、仕様書で定める事業内容が漏れなく提案されているか。 	10	—	—	0		○
働き方改革推進支援センターの開設等	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの所在地、相談スペース、開所日時は、相談者が利用しやすい場所で、他の相談支援機関と同じ場所にするなどの創意工夫が提案されているか。 ・支援先企業の満足度を高め、積極的にコンサルティングへ誘導するための窓口における個別相談支援の取組が具体的に提案されているか。 	10	6	3	0		○
企業へのコンサルティングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で定める目標件数のうち、「コンサルティング実施件数」の達成に向けた取組内容や効果的な手法が具体的に提案されているか。 	15	9	4	0		
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援先企業の満足度を高め、コンサルティングの質を向上させるための取組が具体的に提案されているか。その際、企業が望む支援内容に留まらず、企業が抱える働き方改革に関する課題(同一労働同一賃金の実現等働き方改革関連法等の関係法令の遵守を含む)を掘り下げ、その解決に向けた対応策を広く提案するという観点にも配慮されて提案されているか。 ・コンサルティング専門家(業種別担当者)以外の者が当該業種の企業にコンサルティングを実施する場合であっても、業種別担当者と同等のコンサルティングの水準を確保するための効果的な手法が具体的に提案されているか。 	15	9	4	0		
事業主向けセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で定める内容や構成が網羅されたセミナーの開催が提案されているか。また、セミナーの開催に当たり商工団体等の関係機関との効果的な協力体制の構築に向けた取組が具体的に提案されているか。 ※年間のセミナーの開催計画を提案書に記載すること。 ※労働局の事業や商工団体等のイベントへの連携等を提案書に記載すること。 	10	6	3	0		
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で定める活動件数のうち、セミナー開催の目標件数の達成のため、及びセミナーの参加者を増やすための、有効な手段が提案されているか。適切な開催時期や開催場所が提案されているか。 	10	6	3	0		
働き方改革推進支援センターの周知・利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの認知度を高め、利用者が増えるような、効果的な周知の手法が提案されているか。 	10	6	3	0		
	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体等への利用勧奨について、センターの利用者の増加や個別相談支援・コンサルティング・セミナー等の効果的な実施に資する取組内容が具体的に提案されているか。 	10	6	3	0		
	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長による建設業に関する団体(都道府県建設業協会等)、運送業に関する団体(都道府県トラック協会等)、砂糖製造業に関する団体(沖縄局のみ)に関し、傘下企業等に対する都道府県センターの周知や働き方改革関連法及び各種助成金に関する情報提供等 ・傘下企業等に対する都道府県センターが実施するセミナーへの参加勧奨やコンサルティングの利用勧奨について、当該団体から積極的な協力を得られるような、また、働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の利用についても、当該団体が積極的に実施できるよう、効果的な手法について、具体的な提案がなされているか。 	10	6	3	0		

評価項目	評価基準	配点				必須
		S	A	B	C	
2. 事業実施主体の適格性(価格と同等に評価できる項目)		100				※2
実施体制の適格性	<p>・仕様書で定める賃金制度・労務管理等に関する専門的知識を有する等の要件を満たし、かつ仕様書の別表にある職務内容や役割に対応できる(例えば、商工団体等の関係機関との良好な関係を築くことができる、連絡調整業務や営業活動業務に長けている等)センター長が確実に確保されているか。</p> <p>※選任するセンター長の候補を提案書に記載すること。副センター長を選任する場合は、その候補も提示すること。候補者が有する本事業の実施に資する知見や業務経験、資格等についても記載すること。</p> <p>※仕様書に定める、過去に茨城県内で一定の活動実績があること(茨城県の行政機関・経済団体等での勤務や、茨城県内の行政機関・経済団体等と連携した事業の実施に携わった経験を有すること)及び3年以上の実務経験があることが望ましいので、活動実績や実務経験がある場合はその旨も提案書に記載すること。</p> <p>①仕様書で定める、賃金制度・労務管理等に関する専門的知識を有するセンター事業専門家(うち窓口支援専門家の半数以上及びコンサルティング専門家は原則として社会保険労務士、中小企業診断士又は弁護士資格を有する者)は確実に確保されているか、又は確保できそうか。</p> <p>②事業の目的に資する幅広い相談や全地域の企業からの相談等が可能となる専門家が確保されているか、又は確保できそうか。</p> <p>③職務分析・職務評価の取組支援に対応可能なコンサルティング専門家が確保されているか、又は確保できそうか。</p> <p>④業種別担当者が確保されているか、又は確保できそうか。</p> <p>※①～④について、委嘱する専門家の候補を提案書に記載すること。</p> <p>S:①～④を全て満たす A:①～④のうち、①と、②③④のいずれか1つの計2点を満たす B:①～④のうち①のみ満たす C:①を満たさない</p>	15	9	4	0	○
	<p>・仕様書で定める、事業の実施が可能な事務職員(1名以上)・事務補助員の人員・稼働日数等の体制が確保されているか。</p> <p>・事業を行う上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計(専門家への謝金等支払いを含む)を適正に管理するための体制を整えているか。</p> <p>・センター長を含めた事務局の職員が、ワーク・ライフ・バランスを確保できるような体制を整えているか。</p> <p>※事務局の体制図を提案書に記載すること。</p> <p>・本事業で知り得た相談内容等を含む企業情報や都道府県センター事業専門家に関する情報(相談票、都道府県センター事業専門家業務日誌、労務管理等改善提案書、センター事業専門家名簿等)の管理体制を整えているか。</p> <p>・本事業実施にあたって、誤送付による個人情報等の漏えい防止対策を適切に整えているか。</p> <p>※情報管理体制及び誤送付による個人情報等の漏えい防止対策を提案書に記載すること。</p>	10	6	3	0	
	<p>・事業スケジュールが仕様書の履行期限に照らして実現可能なものとなっているか。</p> <p>※事業スケジュールを提案書に記載すること。</p>	10	6	3	0	
地域の実情等を把握し迅速に対応できる体制(関係機関とのネットワーク含む)	<p>・地域の実情やニーズを的確に把握し迅速に対応できる体制を備えているか。</p> <p>※①提案書提出時点から継続して事業の実施期間終了時点までセンターと同一の都道府県内に事業拠点(本社、支店、営業所等の事業所)があること、②商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを茨城県内において有していること の2点から判断する。</p> <p>※①②の有無を提案書に記載すること。</p> <p>S:センターと同一の都道府県内に事業拠点があり、かつ商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを茨城県内において有している。(①②の両方を満たす)</p> <p>A:センターと同一の都道府県内に事業拠点があり、かつ商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを茨城県内において構築できそうである。(①を満たし、②を満たす可能性がある。)</p> <p>B:センターと同一の都道府県内に事業拠点がある、もしくは商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを茨城県内において有している(構築できそうである、も含む)。(①と②のどちらかを満たす。②には満たす可能性があるも含む。)</p> <p>C:センターと同一の都道府県内に事業拠点はなく、商工団体等関係機関との協力体制構築のためのネットワークを茨城県内に構築することも難しい。(①②を両方満たさない。)</p>	16	10	5	0	
実績	<p>・当該事業と同様の、中小企業等に対する支援実績を有しているか。</p> <p>※有する場合、実績について具体的に提案書に記載すること。</p> <p>※提案者が有する本事業と類似業務の経験、本事業の実施に資する知見等について具体的に記載すること。過去に類似業務の経験がある場合、そこで得られた効果についても記載すること。</p>	10	6	3	0	

評価項目	評価基準	配点					必須	
		S	A	B	C			
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・プラチナえるぼし 14点 ・3段階目(※1) 12点 ・2段階目(※1) 10点 ・1段階目(※1) 6点 ・行動計画(※2) 2点 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・プラチナくるみん 14点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)10点 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 8点 ・トライくるみん 8点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 6点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 10点 <p>※1 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p>	14	12	10	8	6	2	0
賃上げの実施を表明した企業等	<p>【大企業】 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で、給与所得者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること</p> <p>【中小企業等】 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること</p>	10	-				0	

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200

(注)必須項目については、C判定(0点)が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。